



(はたひろき)

令和2年2月号 vol.64



今年も1カ月が終わり、新年に立てた目標をそろそろ具体的に動かしていかないとならない時期になりました。

仕事上は、追追らえるように様々な課題に取り組んでおりますが、今年あらたにチャレンジしようと思っていることがウクレレを習うこと。以前から楽器の趣味があったら素敵だなと憧れてはいたのですが、芸術的センスは皆無な私なので、足を踏み入れることに躊躇していました。

しかし、自分で限界をつくってはならないと思い... さあ、どうなるでしょうか。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



確定申告の時期になると、けっこう迷うのが医療費控除はどこまで対象になるの?という問題。薬局で購入したものなどよく分からずに控除対象にしてしまっている方もいるかもしれませんが、基本的な部分を解説してみたいと思います。

”第一類医薬品と医療費控除”

医師にかかった費用はあまり迷うことはないかと思いますが、分かりにくいのが医療費控除の対象となる医薬品の範囲です。

控除対象となる医薬品とは、

- ①薬事法上の「医薬品」であること
 - ②「治療又は療養に必要」なものであること
- の2つを満たすことが条件になります。

副作用の発生リスクが高いなどの理由で、薬剤師の情報提供がなければ購入することができない市販薬は①の条件を満たしますが、患者の症状を診察しているわけではないので、必ずしも②を満たすことにはなりません。

購入する際、医師による処方箋があれば、治療に必要と医師が判断しているため②の条件を満たすことになります。したがって、いわゆる「常備薬」などは医療費控除の対象から外れてしまいます。

一方で、医師の処方がなくとも、近年、薬局でよく目にする「スイッチOTC医薬品」であれば、「セルフメディケーション税制」の対象になりますのでこちらも検討することが可能です。

「今月の本の紹介」

「できる人は限界をつくらない」
(ジョン・C・マクスウェル 著・三笠書房)

大変熱い、生き方のベクトルを示している一冊でした。「私たちは、息をしている限り、目指すべき場所があり、成長するための道がある。自分を磨くことができる。今より多くのことを成し遂げることができる。もっと大きな変化を起こすことができる。」印象に残った言葉でした。

偉大なことはできないかもしれませんが、自己を高めながら、自分の周りの小さなことを愛情を込めて成し遂げ、幸せの渦を巻き起こしていきたいと思いました。

「気まぐれ簡単レシピ」

<みそ鶏のホイル焼き>

- ・鶏モモ肉 1枚 →2cm幅にカット
- ・玉ねぎ薄切り 1/2
- ・味噌 大2
- ・万能ネギ 適量

①アルミホイルに皮を下にして鶏肉をのせ、味噌を塗り、玉ねぎをのせる。

②ホイルで全体を包み、オーブントースターで40～45分焼く。

③器に盛り、ネギを散らす。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所